

農業経営基盤強化促進法施行令及び農地法施行令の一部を改正する政令（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第三条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

別表中「第六条」を「第五条」に改め、同表第一号中「第四条」を「第三条」に改める。